

(R02)

改 定	現 行	備 考
<p data-bbox="498 541 955 598">測量業務共通仕様書</p> <p data-bbox="418 1308 1041 1365">令和2年10月1日以降適用</p>	<p data-bbox="1760 541 2217 598">測量業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1679 1308 2303 1365">令和元年10月1日以降適用</p>	

(R02)

改 定	現 行	備 考
<p>(略)</p> <p><b>第127条 受注者の賠償責任等</b> 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償<b>又は履行の追完</b>を行わなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 契約書第 40 条に規定する<b>契約不適合責任として請求された場合</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第133条 安全等の確保</b> 1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課<b>令和 2 年 3 月</b>）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>5. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（<b>国土交通省告示第 496 号令和元年 9 月 2 日</b>）を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>第127条 受注者の賠償責任</b> 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 契約書第 40 条に規定する<b>瑕疵責任に係る損害</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第133条 安全等の確保</b> 1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課<b>平成 21 年 3 月</b>）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>5. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（<b>建設省事務次官通達平成 5 年 1 月 12 日</b>）を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>・「及び」、「又は」、「又は」等の修正は新旧対照表に表示していない。</p>